

大入川漁業協同組合内共第1号、第2号及び第3号第5種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：大入川漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県北設楽郡豊根村黒川字蕨平3番地

漁業権の免許番号：内共第1号、第2号及び第3号

対象となる漁場：内共第1号、第2号及び第3号第5種共同漁業権に係る漁場

1 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具、漁法の制限

- ① この漁場の区域内においては、竿釣、投網、さし網及び引掛以外の方法で遊漁してはならない。
- ② 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	網の全長4メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上
さし網	網の全長20メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上

- ③ 漁場区域内におけるあゆの遊漁については、(2)の規定によるあゆについての解禁の日から8月1日以降で組合が定めて公表する日までは、竿釣(友釣に限る。)によってする場合を除き、遊漁してはならない。
- ④ あまご及びにじますについては、竿釣によってする場合を除き遊漁してはならない。
- ⑤ 引掛による遊漁はあゆに限るものとする。
- ⑥ 次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。
 - 一 水中に電流を通じてする漁法
 - 二 びんづけ(セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。)
 - 三 動力を利用する瀬干漁法
 - 四 火光を利用して行う漁法
 - 五 水中銃(発射装置を有する刺突具類であって水中で使用するもの)
- ⑦ 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間においては、竿釣(ルアー釣り及び毛ばり釣のうちフライに限る。)以外の漁法で遊漁してはならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
にじます	北設楽郡豊根村下黒川柿嶋貯砂えん堤上流端から上流800mまでの区間	4月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間

- ⑧ ③、⑦及び(2)の公表は、組合事務所及び組合が指定する遊漁承認証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(2) 遊漁期間

次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間
あまご	2月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間
にじます	2月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間
うなぎ	2月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間 (ただし、竿釣以外は8月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間)

(3) 禁止区域

(2)の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種の遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚 種
大入川の新豊根えん堤の上流端から上流 800メートルまでの区域	1月1日から 12月31日まで	全魚種
大入川の大入頭首工えん堤の上流端の上流 200メートルから同上流端の下流 100メートルまでの区域		
漆島川の大沼大えん堤から奥峰沢合流点までの区域	1月1日から 12月31日まで	あゆを除く 全魚種
油戸川の通沢橋から古町川合流点までの区域		
大沢川の踊場橋から津田橋までの区域		
牧ノ嶋川の矢立山えん堤から大菅橋までの区域		

(4) 全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15センチメートル
にじます	15センチメートル
うなぎ	20センチメートル

(5) 尾数の制限

次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日あたり右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚 種	尾 数
にじます	10尾

2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、①の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは、①に掲げる額の二分の一に相当する額とする。(2) のなお書に規定する方法により納付するときは、あゆについては 1,000 円、あまご及びにじますについては 500 円、うなぎについては 300 円を加算した額とする。

①竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料		区域
あゆ	竿釣	解禁の日から 12月31日まで	1日	2,500円	内共第1号
			1年	14,000円	
あまご	竿釣	解禁の日から 9月30日まで	1日	2,000円	内共第1号、第 2号及び第3号
			1年	9,000円	
にじます	竿釣	解禁の日から 12月31日まで	1日	3,000円	内共第1号
			1年	12,000円	
うなぎ	竿釣	解禁の日から 12月31日まで	1日	500円	内共第1号
			1年	1,200円	

②その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料		区域
あゆ	さし網、投網及び引掛	1日	3,000円	内共第1号
うなぎ	さし網、投網	1日	1,000円	

(2) 遊漁料は、組合の指定する遊漁承認証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、さし網・投網及び引掛の遊漁料は当組合事務所において納付しなければならない。なお、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(3) (2) に規定する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁承認証取扱所に「遊漁承認証取扱所」の標札を掲げるものとする。

3 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 承認を受けた者の氏名、住所 | ② 承認期間 |
| ③ 魚種 | ④ 漁具・漁法 |
| ⑤ 遊漁区域 | ⑥ 遊漁料の額 |
| ⑦ 注意事項 | ⑧ その他参考となるべき事項 |
| ⑨ 発行者名 | |

(2) 遊漁承認証の交付は、2-(2) に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
- (5) 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

5 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - ① 氏名
 - ② 有効期間
 - ③ 注意事項
 - ④ その他必要な事項
 - ⑤ 発行者名

6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

7 遊漁規則の施行の日

令和 6 年 1 月 1 日